

三井住友海上火災保険株式会社と連携協定

(加古川市と三井住友海上火災保険株式会社は連携協定を締結します)

主催	加古川市、三井住友海上火災保険株式会社
日時	令和4年3月8日(火) 午前11時10分
場所	市役所本館3階 秘書室特別会議室
内容	<p>加古川市と三井住友海上火災保険株式会社は、相互連携と協働による活動を推進することにより、SDGsの推進に向けて取り組むことで、地域社会の持続的な発展に資することを目的に連携協定を締結します。</p> <p>1 協定の名称 加古川市と三井住友海上火災保険株式会社とのSDGsの推進に関する連携協定</p> <p>2 連携内容 (1) 加古川市職員のSDGs教育及び人材育成並びに市政情報発信の支援に関すること (2) 加古川市内の企業等へのSDGs普及啓発や取組の支援に関すること (3) その他SDGsの推進に必要と認められること</p> <p>3 協定締結日 日 時：令和4(2022)年3月8日(火) 午前11時10分から 場 所：加古川市役所本館3階秘書室特別会議室 出席者 加古川市 市長 岡田 康裕(おかだ やすひろ) 三井住友海上火災保険株式会社 姫路支店 姫路支店長 柳井 治郎(やない じろう)</p> <p>4 今後の展開 職員の知識向上を目的としたセミナーや、理解を深めるためのワークショップなどの開催支援のほか、ものづくり支援センターと連携した、市内企業向けSDGs推進セミナーの開催や相談支援の実施に向けて協議中です。その他の連携事項についても、情報交換と協議を進めていきます。</p> <p>(<input type="checkbox"/> 初めて ・ <input type="checkbox"/> 恒例 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 回目)</p>
対象(参加者)	—
定員	—

参加費	—
申込先・方法	取材・写真撮影を希望される際は事前に以下の問合先までご連絡ください。
目的・背景 その他	資料として協定書（案）を添付しています。
市ホームページ	掲載済み ・ <input type="checkbox"/> 掲載予定（3月8日以降） ・ 掲載しない
広報かこがわ	<input checked="" type="radio"/> 月号に掲載 ・ <input checked="" type="radio"/> 月号に掲載予定 ・ <input type="checkbox"/> 掲載しない



加古川市 政策企画課（担当：前田）
☎ 079-427-9113（内線2176）

案

加古川市と三井住友海上火災保険株式会社との
SDGsの推進に関する連携協定書

加古川市（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、次
のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の連携のもと、SDGsの推進に向けて取り組むことで、地
域社会の持続的な発展に資することを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力す
る。

- (1) 加古川市職員のSDGs教育及び人材育成並びに市政情報発信の支援に関すること
- (2) 加古川市内の企業等へのSDGs普及啓発や取組の支援に関すること
- (3) その他SDGsの推進に必要と認められること

2 乙は、前項各号に定める取組の一部を、甲と協議のうえ、乙の関係会社を実施させることが
できる。

（定期協議）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うもの
とする。また、連携事項の詳細については、甲及び乙が合意のうえ、決定するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づき連携にあたり、知り得た他の当事者の秘密を、当該他の当
事者の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が第7条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による
守秘義務を負う。

（反社会的勢力の排除）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携により、暴力団を利用することとならないよう、第2条
に定める事項の実施にあたり、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有す

る者を排除するための必要な措置を講じるものとする。

（協定内容の変更）

第6条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要
な変更を行うことができる。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協
定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないと
きは、1年間延長されるものとし、以降この例によるものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定にかかわらず、相手方に対し、解約予定日の1か月前までに書面を
もって通知することにより、本協定を解約することができる。

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これ
を定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地
加古川市
加古川市長 岡田 康裕（自署）

乙 兵庫県姫路市豊沢町61 朝日生命姫路南ビル1階
三井住友海上火災保険株式会社 姫路支店
支店長 柳井 治郎（自署）